奈良県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第一号

奈良県漁業調整規則の一部を改正する規則

奈良県漁業調整規則（昭和四十年三月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十二条」に、「第三十四条―第三十七条」を「第三十三条―第三十六条」に改める。

第二十四条第一項の表あゆの項中「。ただし、北山川水系の河川の吉野郡十津川村内の区域及び名張川水系の河川にあつては、一月一日から五月三十一日まで」を削る。

第二十六条第二項第一号中「五月三十一日」を「五月二十五日」に改める。

第二十七条第二号中「宇陀市室生区室生」を「宇陀市室生」に改める。

第二十八条を削る。

第二十九条第一項中「第二十七条」を「前条」に改め、同条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条第二項中「第十一号様式」を「第九号様式」に改め、同条第三項中「第十二号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第二十七条まで、第二十八条第一項若しくは第七項、第二十九条、第三十条又は第三十一条第六項」を「第二十九条まで又は第三十条第六項」に改め、同項第二号中「、第二十八条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第四項」を「又は第三十条第四項」に改め、第四章中同条を第三十三条とする。

第三十五条中「第三十一条第九項」を「第三十条第九項」に改め、「又は第二十八条第十項」を削り、同条を第三十四条とする。

第三十六条中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条中「第三十一条第九項」を「第三十条第九項」に、「、第二十八条第六項又は第三十一条第五項」を「又は第三十条第五項」に改め、同条を第三十六条とする。

第九号様式及び第十号様式を削る。

第十一号様式中「第３１条関係」を「第３０条関係」に、「目　　的」を「採捕の目的」、「適用除外の許可を必要とする事項」に改め、同様式を第九号様式とする。

奈良県漁業調整規則第　　条第　　項

第十二号様式中「第３１条関係」を「第３０条関係」に、「許　可　期　間」を「適用除外の事項」、「許　可　期　間」に改め、同様式を第十号様式とする。

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	適用除外の事項
	許　可　期　間

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている特別採捕許可申請書は、この規則による改正後の奈良県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている特別採捕許可証で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

4　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。